

# 経営相談 Q & A

## 「在籍型出向制度」（雇用調整助成金）について

### Q

当社は飲食業を営む従業員 40 人の中小企業で、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に従業員が過剰となりました。従業員の雇用を維持するために、人手不足となった企業との間で出向という形態で当社が雇用維持できる制度について教えてください。

### A

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの企業でこれまでと全く違った事業環境となり、従業員の過不足についても予想もしなかった状況になっています。ご質問の貴社は一時的に人員過剰の状態ですが、業種によっては人員不足で悩んでいる企業もあると思われます。その間を取り持ち「出向」という形で貴社の雇用を維持しつつ双方のニーズをマッチングできる「在籍型出向制度」があり、雇用調整助成金の支給対象となっています。今回はこの制度と助成金について説明します。

#### ■雇用維持の意義とは

景気変動の影響を受けて事業活動を縮小せざるを得ない状況で直ちに解雇等の人員整理に走るとは、企業活力の低下、景気回復時の業績回復の遅れを招くこと、社会全体に与える雇用不安の悪影響などデメリットが少なくありません。

そこで、雇用維持の一方策として「在籍型出向制度」を活用することが考えられます。

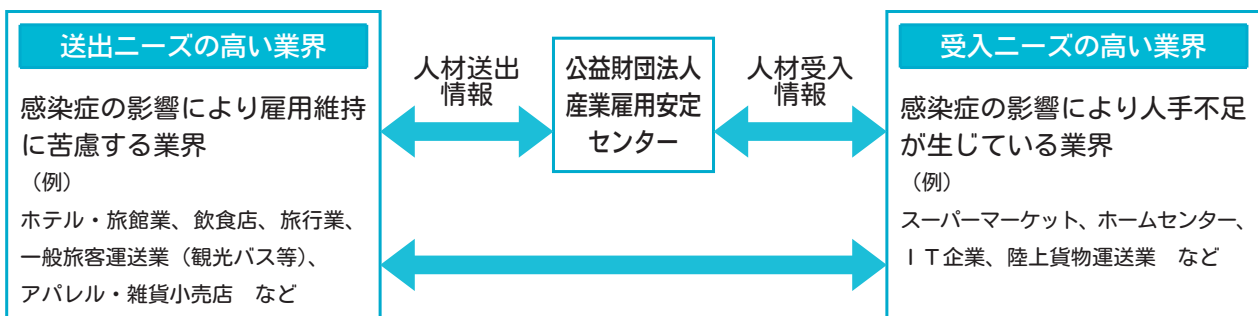
#### ■出向先との人材マッチングの仕組み

異なる業界等で人材の過不足のある企業を見つけ出すにはハードルが高いように思われますが、国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人産業雇用安定センターが無料でマッチングを行います。同財団は全国 47 都道府県の県庁所在地にセンターの事務局を置き、企業からの相談に応じています。人材マッチングのイメージは以下の図の通りです。

#### ■雇用調整助成金の支給対象となる「在籍型出向」

- ①雇用調整を目的とする出向（経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた企業が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）であること
- ②雇用維持を図るための助成であり、出向後は元の事業所に戻って働くことを予定していること
- ③出向元と出向先が、親子・グループ関係にないなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること
- ④玉突き雇用・出向ではないこと（出向元で代わ

#### 「在籍型出向制度」のマッチングの仕組み（イメージ図）



りに労働者を雇い入れる、出向先で別の人を  
出向させたり離職させる、出向元と出向先で労  
者を交換するなどではないこと)

### ■主な支給要件

- ①企業が雇用保険の適用事業所であること
- ②対象労働者が雇用保険の被保険者であること
- ③出向期間が3か月以上1年以内であって出向元  
事業所に復帰するものであること
- ④最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が  
前年同期と比べて10%以上減少していること
- ⑤雇用保険被保険者数および受け入れている派遣  
労働者数の最近3か月間の月平均値が前年同期  
と比べ、中小企業の場合は10%を超えてかつ4  
人以上増加していないこと
- ⑥出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおお  
むね同額を支払うこと
- ⑦出向に係る労使協定が締結されていること

### ■助成額

出向元が出向労働者の賃金の一部を負担する場  
合、以下のいずれか低い額に2/3（中小企業の  
助成率）をかけた日額に支給対象期間の初日から  
起算して1年間を限度に助成されます。

- ア. 出向元の出向労働者の賃金に対する負担額
- イ. 出向前の通常賃金の50%の額

・上限日額：7,567円

(例) 出向時賃金日額18,000円、出向元負担40  
%の場合(上記イ. よりア. が小さい)  
助成日額=18,000円×40%×2/3=4,800円

### ■支給までの流れ

(公財)産業雇用安定センターなどを活用して出  
向先が見つければ、以下のステップで申請・出向・  
支給を進めていきます。

#### <STEP1>

出向先との契約(下記、出向前の調整事項を参  
照)  
出向予定者の同意

#### <STEP2>

都道府県労働局またはハローワークへ  
計画届提出・要件の確認(実施2週間前まで)

#### <STEP3>

出向の実施(3か月~1年)

#### <STEP4>

支給申請・助成金受給

#### ○出向前の調整事項

1. 出向元企業と出向先企業との間で以下の内容  
について確認を行い、出向契約を締結すること  
が必要になります。
  - ①出向労働者の氏名      ②職種
  - ③賃金(金額・出向元と出向先の負担割合)
  - ④労働・社会保険料(同負担割合)
  - ⑤出向期間                      ⑥勤務地
  - ⑦出向先での労働条件   ⑧定期健康診断など
2. 出向元企業は、出向先企業での労働条件を明  
示し労働組合等との間で出向協定を結ぶことが  
必要で、出向労働者に対しては出向前に出向に  
関して同意を得ておく必要があります。

### ■まとめ

令和2年12月15日に「産業雇用安定助成金  
(仮称)」が公表されました。在籍型出向を活用す  
る企業に出向運営経費や出向初期経費を助成する  
もので、さらに支援策が充実します。今後、厚生  
労働省令等の改正が行われ詳細な内容が明らかにな  
ると思われることから、動向には引き続きご注意  
ください。

【(公財)産業雇用安定センターのHPアドレス】  
[http://www.sangyokoyo.or.jp/about/location/  
index.html](http://www.sangyokoyo.or.jp/about/location/index.html)  
(刀祢善光)